

## 地方消費税引上げ分を充てる社会保障関係費について (令和3年度決算)

消費税及び地方消費税の引上げ分については、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに子ども・子育て支援、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

地方消費税引上げ分を充てた県の社会保障関係費は、次のとおりです。

(歳入)	引上げ分の地方消費税収	14,652百万円
(歳出)	社会保障関係費(一般財源ベース)	90,703百万円

### 【社会保障関係費】

(単位:百万円)

事 項		令和3年度決算額	
		総 額	うち一般財源
子ども・ 子育て支援	地域子ども・子育て支援事業費 ※1	1,338	1,317
	教育・保育給付費 ※2	11,526	11,526
	児童保護費 ※3	3,098	1,534
	児童手当県負担金	2,618	2,618
計		18,580	16,995
医療・介護	後期高齢者医療制度	16,393	16,273
	介護保険制度	17,220	17,220
	国民健康保険制度	11,265	11,265
	医療介護総合確保基金事業費	1,994	665
	指定難病医療費	1,501	750
	小児慢性特定疾病医療費	210	105
計		48,583	46,278
その他の社会保障に要する経費		58,274	27,430
合 計		125,437	90,703

※1 放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問等

※2 幼稚園、保育園等への施設型給付等

※3 児童入所施設等措置費等